

[整理番号.]

木 材 引 換 券

【施主】

様

えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領第3に規定する柱材を提供します。

年 月 日

愛媛県林材業振興会議

会長

印

〔受領確認〕

区 分	引換券受領日	受領者氏名
施 主		
施工業者等		

注1) 施主は施工業者等に本券を提出し柱材の提供を受けること

注2) 本券の有効期限は発行日が属する事業年度限りとする

(裏面)

※提供する柱材等

事業において提供する柱材の規格と数量は次のとおりとする。

- (1) 県内で生産されたスギ・ヒノキの柱材で、日本農林規格(JAS)に合格したもの又は同等以上の性能を有するもの(一般社団法人愛媛県木材協会が旧 J A S 法に準じて格付けしたもの)、かつ、天然乾燥または人工乾燥により 20%以下の含水率に至るまで乾燥させた材とする。
- (2) 1 件あたりの提供数量は、スギ 10.5cm 角の 3m材 64 本相当分(147,000 円)とする。
ただし、森林認証材については、スギ 10.5 cm角の 3m材 64 本相当分(179,000 円)とする。
- (3) 梁・桁について、県産材をすべて使用した場合、50 千円/件を上乗せ助成する。
- (4) 以下に示す二世帯住宅の要件を満たした場合、92 千円/件を上乗せ助成する。
 - ア 延床面積 160 m²以上である。
 - イ 浴室、便所、調理室、玄関のうち 2 つ以上が、複数設置されている。
- (5) CLT を使用した場合、補助単価を CLT 使用量 1 m³当たり 60 千円とし、CLT 使用量に応じ、1 件当たり 50 千円(下限)～150 千円(上限)を上乗せ助成する。